

平成24年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成24年6月 7日

閉 会 平成24年6月13日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月7日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	坂 本 亮 君
総 務 課 長	濱 田 亮 君
税 務 課 長	越 田 茂 弘 君
住 民 課 長	山 谷 美 代 子 君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 勲 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	芳 賀 作 君
---------	---------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番 森 弘 美 君

4 番 坂 本 豊 君

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 報告第 2号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 6 報告第 3号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 7 報告第 4号 平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について

第 8 報告第 5号 平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第6号）の専決処分について

第 9 報告第 6号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

第10 報告第 7号 平成23年度蓬田村老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

第11 報告第 8号 平成23年度蓬田村簡易水道特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

第12 報告第 9号 平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

第13 報告第10号 平成23年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

第14 報告第11号 平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

- 第15 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第16 報告第13号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 第17 報告第14号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 第18 議案の上程・提案理由の説明
- 議案第27号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第28号 蓬田村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第29号 蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第30号 第3次蓬田村総合計画策定の件
- 議案第31号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案
- 議案第32号 平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第33号 平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第34号 平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第35号 平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第36号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第19 請願第1号 こころの健康基本法の制定を求める意見書提出に関する請願書

午前9時45分 開会

○議長（木村 修君） ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより平成24年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により3番森 弘美君、4番坂本 豊君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月13日までの7日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの7日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より6月4日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長、会計管理者、各課長並びに農業委員会事務局長の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） それでは、3月定例会以降の主なる事業の報告をさせていただきます。

3月20日、保育園の卒業式が挙行され、出席をいたしました。

3月22日、蓬田小学校卒業式が挙行され、出席をいたしました。

3月29日には蓬田村漁業協同組合の総会が開催され、出席をいたしました。

4月1日、蓬田村消防団春期火防演習が行われました。

4月9日午前中に蓬田小学校、午後に蓬田中学校の入学式が挙行され、出席をいたしたところでございます。

5月11日、蓬田村連合PTA総会に出席をいたしました。

5月14日、蓬田村農業再生協議会が開催され、今後の村の農業の諸問題が協議されたところでございます。

5月20日、蓬田村中学校の運動会が開催され、出席をいたしました。

5月26日、外ヶ浜合併7周年記念式典に参加をいたしました。

6月4日、東北農政局長と市町村長との農業活性化推進のための懇談会が開催されたところであります。6次産業化、農地の集約化、農業法人化など進めることの国の方針が説明されました。そしてまた、遊休農地、高齢化、後継者等の問題が主に議題となったところでございます。

以上であります。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 報告第2号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第5、報告第2号蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告を求めます。税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 報告第2号蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

専決理由は地方税法の一部改正に伴い蓬田村税条例の改正が必要となり、本年4月1日から適用されるように専決したものであります。

まず3枚目の1ページをお開きください。3行目、第36条の2第1項ただし書き中、寡婦控除額を削るとあるのは公的に年金係る所得以外の所得を有しないものが寡婦控除

を受けようとする場合、申告書の提出を不要としたものです。次に2ページをお開きください。中ごろ、第21条の2については一定要件を満たす法人が平成20年12月1日以前から設置している図書館、博物館及び幼稚園用地としている不動産について不動産所得税を非課税とする特例措置を講じたものです。

続きまして3ページをごらんください。第22条の2については被災居住用財産の譲渡所得の特例を受けるための期間を3年から7年に延長した地方税法改正の読み替え規定であります。続きまして4ページをごらんください。中ごろに附則第23条関係がありますが、住宅借り入れ等特別税額控除適用住宅が東日本大震災により住宅として使用することができなくなった場合にも控除対象期間の残り期間について、引き続き税額控除ができるとした読み替え規定であります。施行期日については平成24年4月1日から適用であります。寡婦控除の適用については平成26年1月1日からの施行であります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第2号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第2号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第3号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第6、報告第3号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についての報告を求めます。税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 報告第3号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

専決理由は、地方税法の一部改正に伴い蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり、本年4月1日から適用させるために専決したものであります。

3枚目をお開きください。第16項については被災居住用財産の譲渡所得の特例を受け

るための期間を3年から7年に延長した地方税法改正の読み替え規定です。また、第15項については前回、多分平成22年度以前の改正の際に本来追加すべきものがその条項が落ちておりましたので今回改めて追加させていただきました。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第3号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第3号は承認することに決定されました。

日程第7 報告第4号 平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の
専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第7、報告第4号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分についての報告を求めます。初めに総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 報告第4号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について。

地方自治法179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

次のページ、お願いします。専決第2号平成23年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）です。これは歳入歳出それぞれ1,966万3,000円を追加し、それぞれ25億9,899万9,000円としたものでございます。

次に総務課関係の主なるところを説明いたします。9ページをお願いします。歳入のこのページの一番下、地方交付税でございます。これは平成23年度が終了したことにおいて最終調整をしたものでございます。内容は特別交付税1億337万2,000円でございます。次に歳出です。17ページをお願いいたします。総務費一般管理費でございます。13節委託料この中にあります蓬田村海拔看板設置測量業務委託料144万7,000円、これは最初の見積もりよりかなり安くなったということで減額しているものでございます。次に20節の扶助費市町村災害弔慰金250万円、これは瀬辺地の住民が豪雪災害による死亡と

いう取り扱いになりましたので弔慰金として支払ったものでございます。次に20ページをお願いいたします。20ページの総務費財政調整基金、これは繰り入れ予定であったものが繰り入れできないということで減額補正をしております。具体的にはグリーンタウンの宅地とかが売れた場合、売れた金額をここに入れていくという形のものでございます。その下の14目公共用施設整備基金費、これは補正額が1億5,200万円、これは剰余金を次年度以降の公共用施設整備に使うために積み立てしたものでございます。29ページ、お願いします。29ページは消防費、この中の工事請負費、この説明の中でスピーカー等の工事費と屋内子局増設の工事費がありますけれども、これは二つ一緒に一括発注して一括支払いをしたのでこの細節内の予算を整理したものでございます。内容はスピーカー等工事費のほうは648万円、屋外子局増設工事費のほうが減の860万5,000円、合わせて入札減がありましたので減の212万5,000円となっております。

その他、総務課関係の予算は平成23年度が終了したのでそれを整理したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） それでは、歳入のほうですけれども、10ページをお願いします。11ページの11款の分担金及び負担金のところですが、児童福祉費の負担金ですけれども68万1,000円増額になっています。これは入居者がふえたことによる増額分であります。その下の滞納繰越金も12万円ですけれども、入金になっています。次のページをお願いします。11ページをお願いします。13款国庫支出金の2の国庫補助金ですけれども、1の民生費国庫補助金その3番のところですが、子ども手当特別事業補助金378万円の減額になっています。この部分は県の負担金に切りかえた分の減額分になっています。よって、次のページをお願いします。次のページではなく13ページです。13ページの県支出金補助金の今言った分の3の児童費補助金、ここの項目の子育て特別支援事業対策補助金359万5,000円が増額になっています。その他歳入については平成23年度が終了したことによる整理した分になりますので、お願いします。

続きまして歳出の分ですけれども、21ページからですけれども、21ページから25ページまでこれも平成23年度の事業が終了したことによる整理した分であります。以上です。

○議長（木村 修君） 次に住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 国民健康保険の関係では後ほど説明いたしますけれども事業が終了したことにおいて確定いたしましたので精算の補正ということで後ほど説明し

たいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 次に産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 産業振興課関連の報告をいたします。26ページをお開き願います。6款3項1の19節の132万9,000円の減額しております。23年度における事業等が終了したため減額するものであります。以上です。

○議長（木村 修君） 次に建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） それでは、建設課関係についてご説明させていただきます。27ページ、お開き願います。道路維持費及び除排雪費合わせて201万2,000円を減額しておりますが、これは事務事業費の確定に伴い減額したものでございます。28ページ、お開き願います。下段ですけれども、住宅管理費4,083万4,000円の減額、それから公営住宅建設費の2,426万8,000円の減額、これらいずれも事務事業の確定に伴い減額したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 6ページをお開き願います。明許繰越です。教育総務費の放射線測定器購入事業34万7,000円を24年度に繰り越します。機械の製造と需用が間に合わなくて納品できないということで24年度に購入するということにしました。それから30ページをお開き願います。10款教育費中学校費教育振興費の14使用料及び賃借料、パーソナルコンピューター料60万円の減額、これは入札による減の分です。以下、教育費は23年度事業終了で整理したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番久慈議員。

○5番（久慈省悟君） 17ページをお開きください。20番の扶助費、市町村災害弔慰金250万円とございますけれども、それを250万円というのは当然国からのお金だと思いますが、若い人もお年よりもみんな一律で250万円支払われるのか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 今の件について、私元担当でしてお答えします。世帯主、主なる生計をたてている人の場合は500万円ですけれども、瀬辺地の住民の場合は年金暮らしで子供のいろいろ助成も受けていたということで250万円、その他が250万円です。世帯主の場合は500万円とその他が250万円ということで瀬辺地の住民の場合250万円ということでありまして。補助率は4分の2が国、4分の1が県、4分の1が村の持ち出し

になっています。要するに2分の1が国で、4分の1ずつ県と村の負担になっています。以上です。

○議長（木村 修君） 5番久慈議員。

○5番（久慈省悟君） 今以前の担当者のほうからご説明ありましたが、これはこの村条例の中に書かれていらっしゃるのでしょうか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 書かれています。

○議長（木村 修君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第4号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第4号は承認することに決定されました。

日程第8 報告第5号 平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第6号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第8、報告第5号平成23年度学校給食センター特別会計補正予算（第6号）の専決処分についての報告を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 報告第5号平成23年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算の専決処分について。

歳入歳出それぞれ90万円を減額するものであります。その中身としては5ページお聞き願います。歳入ですが給食収入70万4,000円の減額、それから繰入金19万6,000円の減額、計90万円です。それから歳出です。歳出は次のページ、6ページですけれども、調理員の賃金30万円の減、それから光熱水費10万円の減、それから賄い材料費50万円の減、計90万円というふうに整理したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第5号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員であります。よって、報告第5号は承認することに決定されました。

日程第9 報告第6号 平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
(第5号)の専決処分について

○議長(木村 修君) 日程第9、報告第6号平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分についての報告を求めます。住民課長。

○住民課長(山谷美代子君) 報告第6号平成23年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分についてご説明いたします。

次のページをお開きください。歳入歳出それぞれ4,147万8,000円を減額して総額を歳入歳出それぞれ4億2,993万7,000円とするものでございます。これは平成23年度の事業確定による精算の調整の補正でございます。以上でございます。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第6号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員であります。よって、報告第6号は承認することに決定されました。

日程第10 報告第7号 平成23年度蓬田村老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

○議長(木村 修君) 日程第10、報告第7号平成23年度老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分についての報告を求めます。住民課長。

○住民課長(山谷美代子君) 報告第7号平成23年度蓬田村老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分についてご説明いたします。

次のページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万8,000円を減額して歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1万7,000円といたします。これは平成23年度の事業が確定しましたので精算、調整によるものでございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第7号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第7号は承認することに決定されました。

日程第11 報告第8号 平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算
（第4号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第11、報告第8号平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についての報告を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 報告第8号平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

平成23年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては6ページ、お開き願います。一般管理費187万1,000円を減額しておりますが、これは平成23年度の簡易水道事業の事務事業の確定に伴い減額したものでございます。予算総額を1億1,419万8,000円とするものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第8号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第8号は承認することに決定

されました。

日程第12 報告第9号 平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第12、報告第9号平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についての報告を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） それでは、報告第9号平成23年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてご説明いたします。

次のページをお開きください。総額から歳入歳出それぞれ1,393万円を減額して総額を歳入歳出それぞれ3億9,488万9,000円といたしました。これも事業の確定に伴う精算調整の補正でございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第9号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立多数であります。よって、報告第9号は承認することに決定されました。

日程第13 報告第10号 平成23年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第13、報告第10号平成23年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分についての報告を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 報告第10号

〔テープ A面からB面へ〕

第1号の専決処分についてであります。

歳入歳出それぞれ2,404万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ906万円としたもので

ございます。内容は平成23年度終了により売れ残り分等を減額するなどして予算を整理したものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第10号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第10号は承認することに決定されました。

日程第14 報告第11号 平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正
予算（第4号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第14、報告第11号平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分についての報告を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） それでは、報告第11号平成23年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてご説明いたします。

次のページをお開きください。総額から歳入歳出それぞれ353万9,000円を減額して総額を歳入歳出それぞれ8,024万4,000円といたします。23年度の事業確定による精算でございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第11号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第11号は承認することに決定されました。

日程第15 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（木村 修君） 日程第15、報告第12号繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 報告第12号繰越明許費繰越計算書の報告について。

次のページをお願いいたします。これは繰越明許費繰越計算書であります。内容は上段が燃油運搬車等車庫新築事業400万円、これを24年度に繰り越すものでございます。次に下段が教育費の中の放射線測定器購入事業34万7,000円、これを24年度に繰り越すものでございます。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第12号繰越明許費の報告を終わります。

日程第16 報告第13号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）
の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第16、報告第13号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）の専決処分についての報告を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 報告第13号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）の専決処分について。

次のページをお願いします。専決第12号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）、6ページをお開き願います。中学校費青函圏中学生交流野球大会参加費負担金42万9,000円、これは5月11日から5月13日、函館市に招待されまして蓬田中学校の野球部が行ってきました。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第13号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第13号は承認することに決定されました。

日程第17 報告第14号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）
の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第17、報告第14号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）の専決処分についての報告を求めます。住民課長。

暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長、答弁。

○総務課長（濱田 亮君） 報告第14号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）の専決処分について。

これは歳入歳出それぞれ50万円を追加し、それぞれ22億6,902万2,000円とするものでございます。5ページをお願いします。歳入です。一番下、繰入金この補正の財源は財政調整基金からの繰り入れでございます。以上です。

○議長（木村 修君） 次に健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） それでは、同じく5ページお聞きください。一番上のほうからですけれども、国庫負担金ですけれども、4月から子ども手当から児童手当に変更になりましてその組み替えであります。子ども手当のほうは2,421万,000円の減額、児童手当のほうは同じく2,421万7,000円の増額になっています。下の県費のほうも同じでありまして、子ども手当の負担金が△の409万7,000円、児童手当の負担金のほうが409万7,000円の増額になっています。

次のページ、お聞きください。歳出のほうですけれども、一番上の扶助費のところですけれども、子ども手当が△の3,241万円、児童手当が3,241万円の増額になっています。以上でございます。

○議長（木村 修君） 次に教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 6ページ、お聞き願います。中学校費、真ん中の表にあります中学校費19節負担金補助及び交付金です。青森県中学野球大会参加費負担金48万円。5月25日から27日、六戸町を中心に行われた大会でございます。以上です。結果は3位

ということです。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第14号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第14号は承認することに決定されました。

日程第18 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第18、議案の上程。

今定例会に提出されております議案10件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） それでは、平成24年蓬田村議会第2回定例会の開会に当たり提案いたしました議案10件につきましてその概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第27号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案、議案第28号蓬田村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案は、外国人登録制度の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を図るため改正するものであります。

議案第29号蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案は、公営住宅建設に伴い新団地を設置するため改正するものであります。

議案第30号第3次蓬田村総合計画策定の件は、本村における総合的かつ計画的な行政運営を図るため第3次蓬田村総合計画の策定について提案するものであります。

議案第31号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第3号）案についてご説明をいたします。歳入の主なものとして繰入金1,830万円などを増額し、地方特例交付金100万円を減額しております。次に歳出の主なものとして土木費1,619万8,000円などを増額し、民生費331万7,000円などが減額となっております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。この結果、歳入歳出ともに5,329万5,000円の増額とな

り、予算規模は歳入歳出それぞれ23億231万7,000円となるわけであります。

議案第32号平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金7万1,000円を増額しており、歳出では総務費7万1,000円を増額しております。この結果、歳入歳出ともに7万1,000円増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,821万8,000円となるわけであります。

議案第33号平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金11万8,000円を減額しております。歳出の主なるものとして諸支出金1万円を増額し、総務費11万8,000円などを減額しております。この結果、歳入歳出ともに11万8,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億5,534万4,000円となるわけであります。

議案第34号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金20万4,000円を減額しております。歳出では総務費20万4,000円を減額しております。この結果、歳入歳出ともに20万4,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億639万円となるわけであります。

議案第35号平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金2万5,000円を増額しております。歳出では総務費2万5,000円を増額しております。この結果、歳入歳出ともに2万5,000円増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ3億7,994万8,000円となるわけであります。

議案第36号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入では繰入金35万3,000円を減額しており、歳出では総務費35万3,000円を減額しております。この結果、歳入歳出ともに35万3,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,754万2,000円となるわけであります。

以上をもちまして提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。

日程第19 請願第1号 ころの健康基本法の制定を求める意見書提出に関する請願書

○議長（木村 修君） 日程第19、請願第1号ころの健康基本法の制定を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから終わります。

これより請願第1号を採決いたします。この採決は起立により行います。請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、請願第1号は採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時35分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員